

# 川越農林振興センターだより

第25号 令和元年7月発行

発行 川越農林振興センター

電話 049-242-1808 (代表・管理部)

049-242-1804 (農業支援部)

049-242-1814 (農村整備部)

042-973-5620 (林業部)

e-mail r421810@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0902/>



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県農林部関係フェイスブック「元気いっぱい!! 埼玉農林業」

<https://www.facebook.com/saitama.nourin>

## 治山事業で流木被害を防ぎます。

覚えていますか？2年前の2017年7月の九州北部豪雨を。24時間降水量が500mmを超える記録的な豪雨により、多くの山腹斜面がその上に生育していた立木とともに崩壊し、大量の流木が発生した結果、下流に甚大な被害をもたらしました。

近年、地球温暖化により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いことが指摘されています。今後、山腹崩壊等の山地災害の発生リスクが一層高まることが懸念されています。

このような中で、壮齡林を中心に山腹崩壊等が発生した場合、山腹崩壊地に生育していた立木と崩壊土砂が溪流周辺の立木や土砂を

巻き込みながら流下することにより、大量の流木が発生するといった新たな課題が生じています。

この課題への取組として、治山事業による流木対策を実施しており、今後、2020年度までに流木対策が必要な地区の対策を実施する予定です。

流木対策が始まった経緯は、以下のとおりです。

- ①九州北部豪雨災害を受け、2017年に全国で緊急点検を実施
- ②緊急点検によって、緊急的・集中的に流木対策が必要な地区を抽出  
(県内で21箇所、うち川越農林振興センター管内は5箇所)
- ③対策費用を2018年度の治山事業の予算に計上
- ④2018年度から事業を実施



流木を捕捉する鋼製の構造物

九州北部豪雨による流木災害の発生を受けて、川越農林振興センター林業部では、2018年度に流木災害対策工事を2箇所で行いました。

今回の工事は、鋼製の構造物により上流からの流木を捕捉するものです(写真)。

## 埼玉県産農産物を海外へ!! 埼玉県では、海外での新規販路開拓を支援しています



貫井園の「目覚めのハーブティ」



OIMO cafeの「焼き芋」

県では、県内の生産者団体等を対象に、海外食品見本市への出展など、新たな輸出促進のための取組を支援しています。

平成30年度、入間市の貫井香織さん（貫井園）と、三芳町の武田浩太郎さん（OIMO cafe）が、海外新規販路開拓支援事業を活用して、海外での展示会に出展しました。

貫井さんは、「職や環境は違っていても強く生きていく、頑張っている人たちを応援したい。」との思いから、農業女子プロジェクトの仲間と新ブランド「Famable」を立ち上

げ、「香港そごう」に出展しました。現地では、深蒸し茶にミントとレモングラスをブレンドした貫井園の新商品「目覚めのハーブティ」などを試飲販売しました。

武田さんは、「日本の『焼き芋』文化を世界に伝えたい。」という思いのもと、パリの「セボン・ル・ジャポン」で、日本で焼いたさつまいもを冷凍・真空パックにしたものを試食販売しました。試食された方は、単にさつまいもを焼いただけという「焼き芋」の甘さに驚いていたそうです。

## さんとめ 三富地域農業振興協議会の活動について

三富地域農業振興協議会（以下協議会）は、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の5市町とJAいるま野、埼玉県及び地元の農業者、地域住民、平地林の地権者の会などを会員として、平成14年8月に設立されました。

協議会では、三富地域の平地林の適切な保全、活用を含む地域の総合的な農業振興を図るための活動を行っています。

平成30年度には、主催事業として野菜収穫体験ツ



野菜収穫体験ツアー

アー（5月11月）、農と里山シンポジウム（9月）、さんとめの木をいかす展（11月）、千人くず掃き（1月）を開催しました。協議会の主催事業以外にも三富地域の市町等で開催された農業祭・産業祭等に参加し、三富地域のPRを行っています。

また、三富伝統農法促進事業として、三富地域で農業の持続的発展のために地域の農業者が実施する3件のPR活動等に対して支援を行いました。



農と里山シンポジウム

## 将来に向けて法人化の検討や経営能力の向上を図りませんか！

川越農林振興センター管内には、現在、204の農業法人（平成31年3月末現在）があり、株式会社や合同会社、有限会社、農事組合法人など、様々な形態で経営が展開されています。

センターでは、地域農業の維持や発展のため、意欲ある農業者の方々に対し、関係機関と協力しながら、農業経営改善の取組に係る支援活動を以下のとおり行っています。

①認定農業者等に対する技術等の講習会や研修会の開催、情報の提供

②平成30年度に設立された埼玉県農業経営相談所と連携し、専門家を活用した経営改善への伴走型支援（写真）



社労士による雇用相談

これらの支援を通じ、将来に向けた経営発展の方向性や法人化の検討、規模の拡大、雇用活用などを検討して頂いています。

また、令和元年度には、農業経営者の能力向上のため、下表のような農業経営塾を開講しました。財務・人事・マーケティング等の経営上必要な知識取得を支援するものです。

今年度の申し込みは終了しましたが経営の法人化に興味がある方は、当センターへお問合せください。

### 令和元年度農業経営塾の概要

	トップマネジメントコース	次世代経営者養成コース
内 容	・財務諸表の分析 ・組織体制の検討 ・事業展開の作成等	・経営分析 ・マーケティング ・経営方針の作成等
定 員	15人	30人
受講料	40,000円/人	20,000円/人
講座日数	11日間	10日間
会 場	主に埼玉県農業大学校（熊谷市）	

## 「知らなかった」が多かった食品表示研修・交流会

県では、6次産業化実践支援事業を展開しており、農産物の生産に加え、加工や流通・販売について、農業者が主体的に関わる6次産業化を支援しています。収益性の高い農業経営体を育成し、県の6次産業化を進める中で、専門家等の助力を得ながら、広範にわたる支援を行っています。

この中で平成30年10月16日（JAいるま野広域営農センター（川越市））、26日（日高市文化体育館）に「知って得する!! 知らないといけない! わかりやすい食品表示」と題し研修・交流会を開催しました。研修会では、農産物（穀物・野菜等）や加工品の表示の他、保存における賞味期限と容器の関係に係る講演を、交流会では、管内で商品化された6次産業化商品の試食・意見交換を行いました。

参加者は農業者、受託製造業者・流通業者、JAの直売所店長など関係者を含め102名と

盛況で、活発な質疑や意見交換が行われました。参加者からは「改めて食品表示を確認することができました。」「交流会では他市町の方と意見交換でき、良い刺激をいただけました。」「との声がありました。

当センターでは、今後とも個別相談、講習会、講演会を通して、農業者の6次産業化を継続的に支援していきます。



研修会の様子

## 女性農業者のチャレンジを応援します！ —埼玉県では、農業版ウーマノミクス事業を実施しています—

県では、新たな取組を始める女性農業者に対し、商品開発や販路開拓の支援を行っています。平成30年度に事業を活用していただいた方々の中から、2人の活動をご紹介します。

狭山市の市川千恵子さんは、当事業を活用し、さといもの贈答用パッケージやチラシを作成しました。市川さんは、「チラシを作成し、お客様に生産者の想いを広く伝えることができました。事業を活用することで、一歩踏み出すことができました。」と話してくれました。



市川千恵子さんと「さといも」  
(狭山市)

飯能市でさつまいも専門店「芋はん」を運営する鈴木志生梨さんは、さつまいもの栽培から販売まで一貫して行っています。今回、事業を活用して看板やのぼりを作成しました。国道沿いに建てられた看板はひときわ目を引き、「看板を見て新しいお客さんが来てくれています。」と話しています。

今年度も引き続き事業を実施していますので、意欲ある女性農業者の方はぜひ一度当センターに御相談ください。



鈴木志生梨さんと「芋はん」  
のぼり（飯能市）

## みんなでやろうS-GAP！

県では、埼玉県農業生産安全確認運動としてS-GAPを推進しています。平成30年度は、当センター主催のGAP研修会を開催し、多くの皆さんから「やる気が湧いてきた。」「ぜひ取り組みたい。」という感想をいただきました。

今年度は、皆さんからの疑問にお答えするため「川越農林S-GAP応援通信」を発行

し、JA出荷所への掲示やHPへの掲載を行うとともに、農作業安全講習会やGAP研修会の開催を予定しています。

当センターでは、S-GAPを経営改善や自身の安全を守るための手段として、一人でも多くの生産者が取り組み、農作業事故のない安全な環境で、将来にわたり農業を続けてほしいと願い、運動を推進しています。

## おいしいぶどう‘シャインマスカット’を生産するために！

皮ごと食べられる手軽さと、そのおいしさから人気の品種‘シャインマスカット’は管内でも作付面積が増えています。種の無い、大きな粒を作るためには植物成長調整剤の使用、甘い果実にするためには着果量の制限や適期収穫が重要です。また‘シャインマスカット’は‘巨峰’に比べ病気に弱いため、笠かけや

袋かけといった細やかな作業も必要です。

当センターは、1房700～800gで糖度19度以上の‘シャインマスカット’を安定生産するために技術支援に取り組み、生産者の皆さんとともにおいしい‘シャインマスカット’作りを進めていきます。

## 多面的機能支払交付金制度を紹介します

### 【多面的機能支払交付金とは？】

多面的機能支払交付金とは農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援であり、地域資源の適切な保管理を推進するための交付金です。

交付金を活用した共同活動としては、水路の草刈りや泥上げなどの農地維持活動ですが、農村の景観形成や施設の補修、更新などの活動も行うことが可能です。

### 【センター管内の活動状況】

令和元年度センター管内では27団体が交付金を活用した取組を行っています。全ての組織が水路の草刈りや泥上げなどの農地維持活動を実施していますが、菜の花まつりなど地域イベントを行っている組織もあり、活動内容は多岐にわたります。平成30年度には

改良区が事務局となり広域活動組織が立ち上がりました。

また、活動を始めて地域が活性化されたとの意見も聞きます。活動に興味をお持ちの方は、これを機に多面的機能支払交付金の活動を始めてみませんか。

多面的機能支払交付金についてのお問い合わせは、埼玉県川越農林振興センター農村整備部（下記）へ御連絡ください。



農地維持活動



資源向上活動

## 平成31年土地改良法の一部改正について

近年、土地改良区では高齢化が進み、後継者及び組合員数が減少していることから、土地改良施設の維持管理や更新等を適切に行えなくなる恐れがあります。

こうした背景を踏まえ、情勢の変化に対応するとともに土地改良区の業務運営の適正化を図るために、改正された土地改良法が平成31年4月1日より施行されました。

今回の主な改正内容は、以下のとおりです。

主な改正点	
・ 理事の資格要件	
・ 監事の資格要件	
・ 利水調整規程の制定	
・ 土地改良施設の資産評価	
・ 貸借対照表の作成	など

今回の法改正では、改正内容が多岐にわたること、改正内容によっては令和元年度から順次適用となる事項があることから、当センターでは、管内10土地改良区へ巡回指導を行う予定です。

巡回指導では、各土地改良区の実態に合わせた運用について運営指導を行う予定です。

また、例年実施している土地改良区総合検査、改善状況検査、会計経理検査の際にも、併せて指導を行う予定です。

なお、指導以外でも何か御不明な点等ありましたら、下記の間合せ先へ御連絡ください。

### 【間合せ先】

埼玉県川越農林振興センター農村整備部

TEL：049-242-1814

# 西川材のCLT(直交集成板)を活用した飯能商工会館の建替えについて

## 1 経緯

飯能商工会館は、鉄筋コンクリート造3階建てで昭和39年の竣工から54年が経過し、耐震性、耐久性に問題があり、修理には多額に費用がかかるとされていました。

このため、飯能商工会議所では新たな用地や取得費などが不要な現在地で建替えることを平成29年11月24日の臨時議員総会で決定しました。

新会館の規模は、延床面積780㎡の西川材多用の木造2階建構造であり、設計監理は「公募型プロポーザル」で公募した「(有)野沢正光建築工房」が担当することとなりました。

## 2 建設のコンセプト等

新会館の建設コンセプトは、①地域商工業の拠点、②観光振興の拠点、③西川材振興の拠点、④市民の交流拠点の4つです。

特に③については、西川材を普及させるまたとない機会ととらえ、西川材を使用した先進的な木造建築物として、内外装に西川材をふんだんに使い、西川材振興のレガシーとなるようにしました。

完成した基本設計によると大通りに面した建物は、2つの棟が中庭を挟んで東西に並ぶように配置し、南面には大きなガラスが採用され、開放性や採光性を高めています。



完成時のイメージパース(飯能市商工会議所提供)

## 3 CLT(直交集成板)工法の採用

また、新会館の建替えに当たって、最大の特徴は東棟の2階の床材にはCLT(直交集成板)を使うことです。CLTとはCross Laminated Timberの略称で、ひき板(ラミナ)を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。特に木材特有の断熱性と壁式構造の特性を活かして戸建て住宅の他、中層建築物の共同住宅などに用いられています。新会館については、国産材の新たな需要や経済循環の形成に繋がり、CLTの新たな発想等を引き出すことから、「CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援事業」の国庫補助金(補助率1/2上限)を活用できることとなりました。



CLTの実物((一社)日本CLT協会提供)

## 4 森林認証材の活用

さらに、新会館の建替えには森林認証材を活用していきます。飯能市認証協議会では、平成30年12月25日にSGEC森林認証制度<sup>\*</sup>による森林管理認証と加工・流通管理認証を取得しました。

CLTによる新工法と森林認証材による高品質な新会館を関係者一丸となって令和2年3月に向けて作り上げていこうと意気込んでいます。

当センターといたしましても技術面等で支援していきます。

<sup>\*</sup>一般社団法人 緑の循環認証会議(SGEC:Sustainable Green Ecosystem Council)が運営する認証制度

## 農林業関係表彰 受賞者の紹介

### 新たに4名の指導農業士が認定されました。

平成30年度、川越農林振興センター管内では、荒田正彦氏（所沢市）、小谷野伸一氏（飯能市）、落合真士氏（狭山市）、渡辺秀敏氏（三芳町）の4名の方が指導農業士として新たに認定されました。『指導農業士』とは、新規就農者への農業指導など、地域農業の指導的役割を担っていただく方を県知事が認定する

ものです。

これまで永年御協力くださった田代清氏（所沢市）には埼玉県知事から感謝状が交付されました。



平成30年度指導農業士認定式の様子

### 平成30年度 女性活躍表彰(家族経営女性参画部門) 優秀賞(経営局長賞)

平成31年3月8日、東京国際フォーラムで開催された未来農業DAYsにおいて、狭山市の宮岡操さん、功さんが、平成30年度女性活躍表彰の優秀賞を受賞しました。

宮岡さんは、農作業や家事、育児、給料などを明文化した家族経営協定を、市内第一号として締結しています。後継者が就農した際

には協定を見直すなど、家族経営協定を農業経営におけるルールとして位置づけています。

女性農業者の地位向上に尽力したことが高く評価されました。



牧農林部長(左)と宮岡操さん

### 埼玉県農林部優秀建設工事施工者及び優秀現場代理人等表彰

当センター管内において、山間部の厳しい現場条件で優秀な工事を施工した業者1社及び現場代理人等3名を表彰しました。

表彰式は平成30年12月13日に飯能合同庁舎で行いました。表彰された方は次のとおりです。

#### 【優秀建設工事施工者】

有限会社 長若建設 代表取締役 豊田 明生氏  
(28西名栗線(武川岳工区) 森林管理道開設工事)

#### 【優秀現場代理人等】

飯塚 敏之氏 (有限会社 長若建設)  
邊見 勝美氏 (株式会社 山口組)  
新井 修氏 (有限会社 新井土建)

### しいたけほだ場共進会林野庁長官賞

平成30年度埼玉県しいたけほだ場共進会において、林野庁長官賞及び知事賞を久保田勝さん（入間市）が受賞されました。効率的かつ丁寧な作業や適切な温度・湿度管理など、優良ほだ木の生産に必要な伏込場の環境整備や管理技術が特に優れていると高く評価されました。



久保田さんの管理の行き届いたほだ場

# お知らせ

## 民間GAP認証取得支援事業について

グローバルGAP、ASIAGAP、JGAPの認証を新たに取得しようとする農業者等に、審査費用、設備改修資材費等の経費を補助する事業です。

### ●事業主体

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業者団体、JA等

### ●補助の要件

- ・ 支援対象のGAP認証を新たに取得する者であること
- ・ 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること
- ・ S-GAP実践農場またはS-GAP実践農場2020であること（事業年度中に評価されることが確実である場合を含む）

### ●補助内容

- ・ 審査費用（審査受験費、審査員旅費等）
- ・ 設備改修資材導入費（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く）
- ・ 分析費（残留農薬、水質、土壌等）
- ・ ICTサービス利用料
- ・ 研修指導費用（コンサル費、講師旅費）等

### ●補助上限額（税抜）

個人の場合 13～29.5万円

（認証の種類により金額が異なります）

※団体の場合は別に定める。

★公募期間が設定されますので御注意ください。詳しくは、埼玉県農産物安全課のHPを御覧ください。

問合せ先：管理部三富農業・地域支援担当

## 埼玉県特別栽培農産物認証を取得しませんか。

特別栽培農産物を御存知でしょうか。化学合成農薬・化学肥料の使用を地域の一般的な回数・量で栽培することを慣行栽培といいます。これに対して、節減対象の化学合成農薬及び化学肥料由来の窒素分量を慣行栽培の5割以下で栽培されたものが特別栽培農産物です。

埼玉県ではこの特別栽培農産物に対して独自の認証制度を設けており、この認証を取得することによって、県が認めた減農薬・減化学肥料の農産物として販売することができます。

### 1 特別栽培農産物認証を取得するには

まずは栽培開始2か月前の10日までに「栽培計画書」を管轄する農林振興センターに提出します。次に出荷開始の1か月前

の1日から10日までに、栽培管理記録簿を添付した「認証申請書」を提出します。

提出いただいた申請書の内容が特別栽培に適すると認められると、特別栽培農産物認証取得となり、県から認証決定通知を交付します。詳しくは「埼玉県 特別栽培農産物認証」で検索してみてください。

### 2 県の特別栽培農産物認証マーク

下のマークは特別栽培農産物認証を取得した農産物に表示できるマークです。直売所等でこのマークが表示されている農産物を見つけたら、是非お買い求めいただき味わってみてください。

